

介護保険のお知らせ

その2 介護サービス利用までの流れ

介護保険のサービスを受けるには、日常生活を送るために介護サービスが必要であると認定（要介護認定）される必要があります。申請からサービス利用までの流れは次のとおりです。

き取り調査を行います。主治医意見書▼主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。主治医がいない人は、町が指定した医師の健診を受けていただきます。

1 申請

町民課保健福祉グループ又は在宅介護支援センター（保健センター内）へ申請して下さい。寝たきり等によりご本人の申請が困難な場合は、ご家族が申請できます。

2 調査

訪問調査▼町の職員等が家庭を訪問し、心身の状態などについて、ご本人やご家族から聞

3 審査・判定

訪問調査の結果と主治医意見書により心身の状態をコンピュータで判定（1次判定）し、次に1次判定結果を基に介護認定審査会（幌延・天塩・遠別町共同設置）でどれくらい介護が必要か判定（2次判定）を行い、要介護状態区分を認定します。

判定は、非該当、経過的要介護（要支援）、要介護1～5に区分されます。

4 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

経過的要介護（要支援）、要介護1～5に認定された人は、要介護状態や本人、家族の意見をふまえて、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が、利用するサービス内容や回数を示したケアプランを作成します。作成の費用負担はありません。

5 介護サービスの利用

作成されたケアプランに基づいて介護サービス提供事業者と契約を結び、サービスの利用が開始されます。主なサービスは次のとおりで、利用者の負担は1割です。

<p>在宅サービス</p> <p>訪問介護（ホームヘルプサービス） ヘルパーが自宅を訪問して身体介護や生活援助を行います</p> <p>通所介護（デイサービス） 日帰りでデイサービスに通い、入浴や機能訓練等を受けます</p> <p>短期入所生活介護（ショートステイ） 介護福祉施設などに短期間宿泊して介護等を受けます</p> <p>福祉用具貸与 12種類の福祉用具が借りられます。</p> <p>特定福祉用具購入 排泄や入浴など貧乏になじまない5種類の福祉用具が購入できます</p> <p>住宅改修費の支給 自宅安心して暮らすための改修費用を支給します ※住宅改修費の支給を受けるには、事前に町に申請して審査を受ける必要があります</p> <p>施設サービス</p> <p>特別養護老人ホーム 常に介護が必要で、在宅での介護が困難な人を介護します</p> <p>介護老人保健施設 病状が安定し、主にリハビリなどを受ける人を介護・訓練します</p> <p>介護療養型医療施設 病状が安定し、長期間の療養が必要な人を看護・介護します</p>

お問い合わせ先

町民課保健福祉グループ（福祉住民担当）

☎5-1111

長寿祭り 開催日のお知らせ

例年開催しています長寿祭りの開催日は、平成16年度から9月の第1土曜日に変更しております。お間違いのないようお願いします。

対象者は、今年の12月末で75歳以上となられる町民の方で、出席の取りまとめは町内会に依頼します。皆様のご出席をお待ちしております。

- 月日／平成18年9月2日(土)
- 時間／午前11時 開会
- 会場／幌延町公民館
- お問い合わせ
町民課保健福祉グループ
☎5-1111

